

<戸籍謄本等の広域交付>

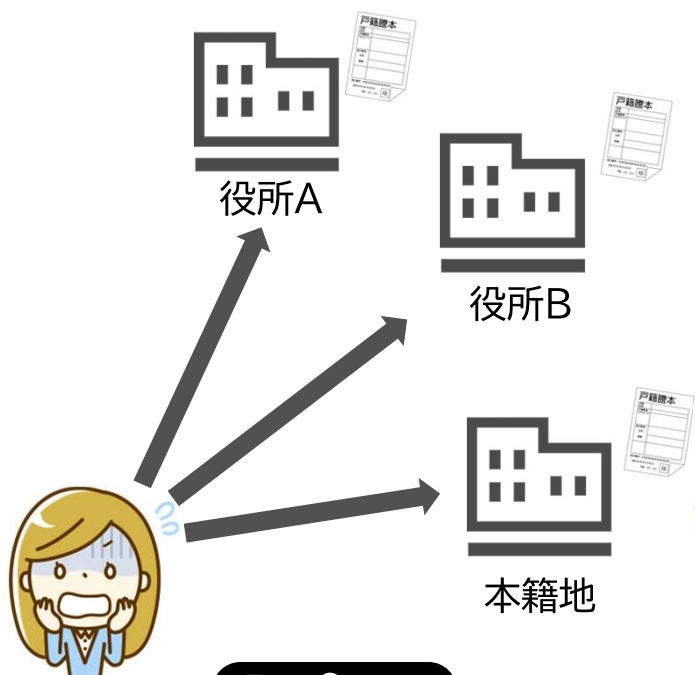
令和6年3月1日より



# 本籍地でなくても 戸籍証明書

をお近くの役場で  
取得できるようになりました!

## 広域交付のしくみ



Before

それぞれの本籍地で取り寄せ



After

最寄りの窓口で取り寄せ

詳細は次頁をご覧ください



# 改正のポイント

point

01

## どこでも戸籍を取得できます

本籍地が遠方にある場合でも、  
最寄りの市区町村の窓口で請求できます。



point

02

## まとめて戸籍を取得できます

欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、  
1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。



# よくあるQ&A

Q

## 改正の理由は？

これまで、戸籍証明書は全て本籍地だけでしか発行できませんでしたが、令和6年4月1日に相続登記が義務化されるため、戸籍の取得が簡単にできるよう整備されることになりました。



Q

## 窓口以外でも申請できますか？

戸籍証明書を請求したい方が、市区町村の窓口で直接足を運ぶ必要があります。  
※オンライン申請や郵送による申請はできません。



Q

## 窓口へ行くときの持ち物はなんですか？

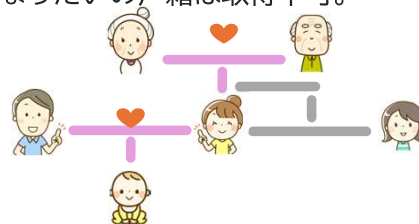
戸籍証明書を請求したい方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証・マイナンバーカード)が必要です。



Q

## 誰の戸籍を申請できますか？

本人以外にも、両親・配偶者・子・孫など、「直系」であれば取得が可能です。  
※きょうだいの戸籍は取得不可。



相続手続きに関するご不明な点はお気軽にご相談ください！

お問い合わせ



0942-54-8070

司法書士・行政書士すずき事務所

〒830-0207

福岡県久留米市城島町城島215-1  
司法書士：鈴木 誠